

参議院議員通常選挙



投票日：7月10日(日)

投票時間：午前7時から午後6時まで

大事な投票、忘れずに!

7月10日(日)は、任期満了に伴う参議院議員通常選挙の投票日です。国政の担い手を決める大切な選挙ですので必ず投票しましょう。

▶利根町で投票できる方

投票できる方は、次の2つの要件にあてはまり、選挙人名簿に登録された方です。

- ①平成16年7月11日までに生まれた方
- ②令和4年3月21日以前から利根町に住居登録をされ、引き続き住民基本台帳に登録されている方
- ※ 令和4年3月22日以降に県内の他市町村から利根町に転入された方は、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば前住所地で投票できますので、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

▶投票所入場券

投票所入場券は、1枚の封書に同一世帯6人まで連記(家族7人以上は2通)されていますので、ご本人の投票所入場券を切り離して投票所にお持ちください。万一、投票所入場券が届かない場合や紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の受け付けに申し出てください。

▶新型コロナウイルス感染症対策

投票所では、有権者の皆さまに安心して投票していただくため、次のとおり感染症対策を実施します。投票される際はマスクの着用や手指消毒などの感染症対策にご理解とご協力をお願いします。

- ・消毒用アルコールの設置
- ・受付に飛沫拡散防止用のパーテーションの設置
- ・備え付けの鉛筆や記載台などの消毒の徹底
- ・オゾン除菌消臭器の設置および投票所内の換気の実施
- ・投票所職員のマスクの着用

▶期日前投票

期間：6月23日(木)から7月9日(土)まで

時間：午前8時30分から午後8時まで

場所：利根町役場1階多目的ホール

仕事や旅行などのほか、疾病や身体の障がいのため投票日当日に投票できない方は、期日前投票ができます。

また、新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況は、期日前投票を行うことができる事由に該当します。

次の表は、令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における日別および時間帯別の期日前投票者数を表していますので、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、混雑する日や時間帯を避けての投票にご協力をお願いします。

令和元年7月21日執行参議院議員通常選挙

期日前投票者数(日別)

投票日	人数
令和元年7月5日(金)	89
令和元年7月6日(土)	84
令和元年7月7日(日)	78
令和元年7月8日(月)	108
令和元年7月9日(火)	104
令和元年7月10日(水)	103
令和元年7月11日(木)	92
令和元年7月12日(金)	122
令和元年7月13日(土)	123
令和元年7月14日(日)	83
令和元年7月15日(月)	185
令和元年7月16日(火)	256
令和元年7月17日(水)	279
令和元年7月18日(木)	291
令和元年7月19日(金)	290
令和元年7月20日(土)	487

期日前投票者数(時間帯別)

時間	人数
8:30~9:00	65
9:01~10:00	344
10:01~11:00	403
11:01~12:00	323
12:01~13:00	199
13:01~14:00	282
14:01~15:00	298
15:01~16:00	228
16:01~17:00	207
17:01~18:00	163
18:01~19:00	148
19:01~20:00	114

▶選挙公報

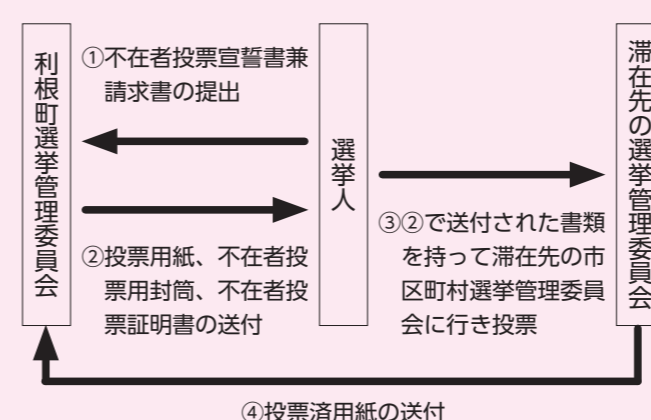
選挙公報は、7月8日(金)までに新聞折込みで配布するほか、役場、利根町文化センター、利根町図書館、利根町生涯学習センター、利根町保健福祉センターにも設置します。

新聞未購読などの世帯の方で、選挙公報の郵送を希望される方は、利根町選挙管理委員会までご連絡ください。

▶不在者投票

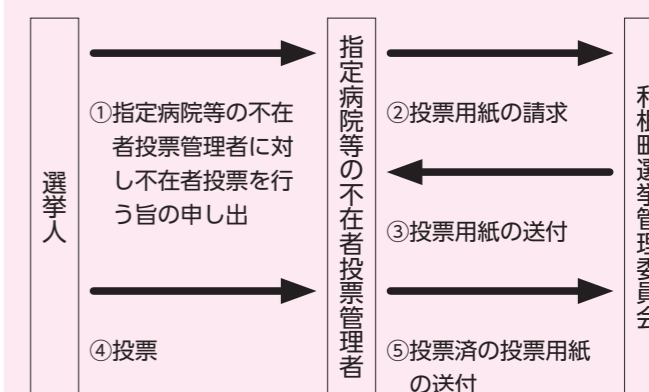
仕事や旅行などの長期の滞在などで投票日に投票ができない方や都道府県選挙管理委員会が指定する病院または老人ホーム等に入院・入所されている方は、事前に手続きをすることで不在者投票をすることができます。

●滞在先での不在者投票の手続き



- ※1 不在者投票の手続きには日数がかかりますので、できるだけ早めに利根町選挙管理委員会にご連絡ください。
- ※2 不在者投票の手続きに必要な様式は、町公式ホームページからダウンロードすることができます。

●指定病院または老人ホーム等での不在者投票の手続き



- ※1 入院・入所している施設が不在者投票できる施設であれば、その施設で投票ができますので、入院・入所している施設にご確認ください。

▶郵便等による不在者投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳を持っている方で、一定の要件に該当する方および介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方は、郵便等による不在者投票をすることができます。

郵便等による不在者投票をする際、「郵便等投票証明書」が必要になります。詳細については、利根町選挙管理委員会へお問い合わせください。

▶特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養などを行っている方で、一定の要件に該当する方は特例郵便等投票をすることができます。

対象者や手続きなど、特例郵便等投票制度の詳細については、総務省のホームページをご確認ください。

詳しくはコチラ▶



▶開票 投票日当日の午後8時から利根町役場1階イベントホールにて開票を行います。

▶投・開票速報 投・開票の速報および結果については、町公式ホームページに掲載します。

▶問い合わせ先

利根町選挙管理委員会(役場総務課内) ☎68-2211(内線318)

